

本業務に係る注意事項について（考え方）

仕様書の「12 その他（５）」（※）について、委託者の考え方を以下のとおり提示する。

※受託者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約の趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行なってはならない。

【考え方】

- 受託者（法人・団体等）の顧客や賛助会員等に対し、本業務において、本県（「半導体最先端実装開発拠点構築事業」）への企業版ふるさと納税（寄附）を呼びかけること及び寄附が実施された際の成果報酬を受け取ることは、問題ないものと考えます。
- 受託者が本業務において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項」に規定する関係会社（以下「関係会社」という。）に対して寄附を呼びかけ、寄附が実施された際の成果報酬を受け取ることはできません。
ただし、本業務の成果報酬の対象外として、本県（「半導体最先端実装開発拠点構築事業」）に寄附を行うことは可能です。
- 本業務を再委託する場合、再委託先となる企業が本県（「半導体最先端実装開発拠点構築事業」）に寄附を行うような状況が生じた場合には、本業務の対象外として寄附を行うことは可能です。
- その他疑義が生じるような状況が生じた場合には、その都度、委託者から指示等を行います。

⇒本業務の対象範囲については、次ページのイメージ図を参照

本業務に係る注意事項について（イメージ図）

本業務委託の対象寄附

福岡県

半導体最先端実装開発拠点構築事業

本業務の
受託者(A社)

成果報酬:6,000万円

- ・ 本県への寄附実現 10% (最大)
- ・ 連携実現 10% (最大)

本業務対象

本業務対象外

寄附者（県外企業）

以下①～③に該当しない企業

寄附額:2億円

①受託者の顧客・賛助会員

寄附額:1億円

②受託者の関係会社

寄附額:2,000万円

例:A社の親会社・子会社等の関係会社

③受託者の構成企業及び関係会社

寄附額:3,000万円

例:A社が共同事業体の場合の構成企業及びその関係会社